

「ぎんきとちぎ」

2020
No.37



01 からだ新発見

・がん教育シリーズ ②

03 トピックス

・労働安全衛生法改正に伴う特殊健康診断の項目見直しについて
・パワハラ防止法の施行について

04 事業団インフォメーション

・社外相談窓口『ハラスマント相談ほっとライン』事業を開始しました
・胃X線検査のカテゴリー分類による判定の導入について
・「とちぎ健康経営事業所」に認定されました!
・集団健診・人間ドック現場における新型コロナウイルス感染症対策について
・新しい検診車の紹介
・人間ドックの昼食メニューをリニューアルしました!
・人間ドックの受診着を変更しました

- ・令和元年度胃X線検査精度管理調査で2年連続A評価を取得しました
- ・令和元年度簡易専用水道検査外部精度管理調査でS評価を取得しました
- ・令和元年度 募金活動報告



公益財団法人 栃木県保健衛生事業団
Tochigi Public Health Service Association

コチラから
スタート!

からだ新発見



File Number

37

ト がん教育シリーズ②

がんの現状

けんた
(中学2年生)やすの
(高校2年生)

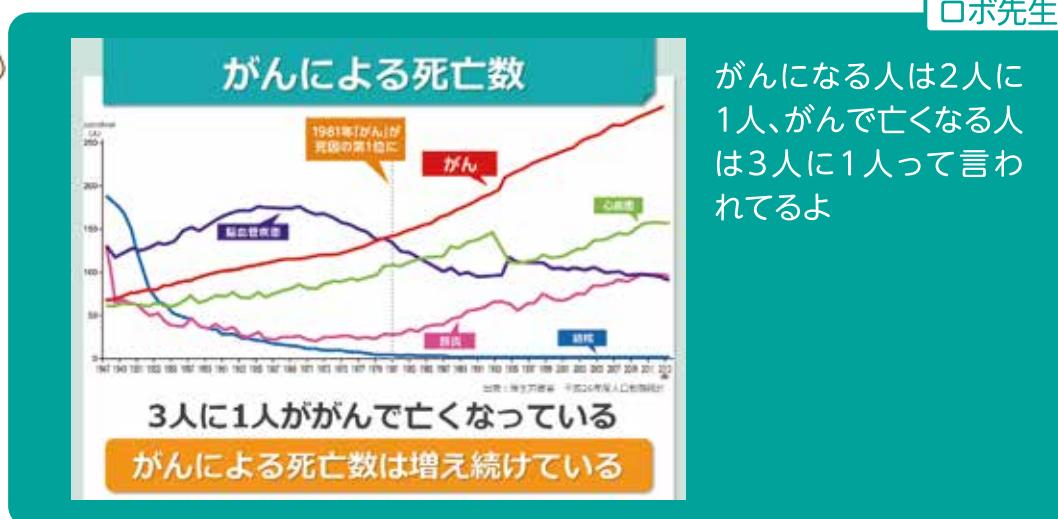
ロボ先生

ロボ先生からがんのしくみやその原因について学んだ健太(けんた)と康乃(やすの)。今回は、日本ではどのような人が、どれくらいがんになっているのかを3人と一緒に学んでいきます。



けんた

がんになる人が多いって聞いたことがあるけど、どれくらいの人ががんになるの?



ロボ先生

がんになる人は2人に1人、がんで亡くなる人は3人に1人って言われてるよ



やすの

がんで亡くなる人は、増え続けているのね



けんた

知ってるけど、がんと何の関係があるの?

ロボ先生

ところでさ、日本の平均寿命が年々延びてること知ってる?



ロボ先生

がんは細胞が分裂するときに変異して、悪性になったものだったよね…



やすの

そっか!

長生きすると、細胞が分裂する回数が多くなるから、細胞が変異する可能性も高くなるんだ!



けんた

ねえちゃんすげー…

ロボ先生

正解!

ロボ先生

それに、歳をとると細胞を正常に保つ働きも低下するんだ



長生きとがんとの関わり

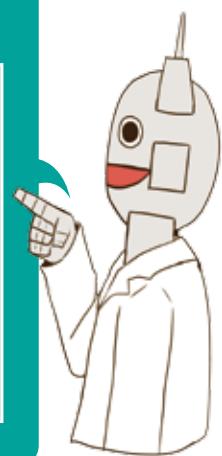
長生きする

細胞分裂の回数が多くなる

細胞が変異する可能性が高まる

細胞を正常に保つ働きが低下しはじめる

がんは誰もがなりうる病気



けんた

なるほど～
ってことは、がんは誰にでもなりうる病気なんだね

やすの

だからこそ、若い頃からがんの原因となる生活習慣を見直したり、
早めにがんを見つけて治療することが必要なんだよね



ロボ先生

そのとおり! さすがお姉ちゃん!

けんた

ねえちゃんすげー…



本シリーズは、文部科学省が作成した「がん教育推進のための教材」をベースにイラストを加えて読みやすく再構成しました。活用するに当たっては生徒の家庭状況や心理面についての配慮が必要です。また、扱うがんは「成人のがん」であり、「小児がん」について学ぶものではありません。

次回はがんの発生と進行、その予防について特集します。お楽しみに!

1 労働安全衛生法改正に伴う特殊健康診断の項目見直しについて

令和2年3月4日付け、基発0304第3号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」により、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第32号)等の改正が行われ、令和2年7月1日から施行されました。

事業者様には、労働安全衛生法及び関係法令に基づき、一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

特殊健康診断の実施について、ご不明な点等がございましたら当事業団健診推進課までお問合せください。

【改正のポイント】

項目	内容
1 尿路系に腫瘍のできる化学物質の特殊健診項目の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)	尿路系に腫瘍のできる化学物質(11物質)について、同様の障害を引き起こすとされ、最新の医学的知見を踏まえて設定されたオトルイジンの項目と整合させました。 【対象物質】ベンジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、ジクロルベンジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、オルトトリシン及びその塩、ジアニジン及びその塩、オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ
2 特別有機溶剤の特殊健診項目の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)	特別有機溶剤(9物質)について、発がんリスクや物質の特性に応じて、項目を見直しました。 【対象物質】トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、スチレン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン
3 カドミウム及びその塩の特殊健診項目の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)	新たに得られたヒトに対して肺がんを引き起こす可能性があるという知見への対応や、腎機能障害の早期発見のため、項目を見直しました。
4 肝機能検査の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)	オーラミン等11物質については、職業ばく露による肝機能障害リスクの報告がないことから「尿中ウロビリノーゲン検査」等の肝機能検査を必須項目から外しました。 【対象物質】オーラミン、シアノ化カリウム、シアノ化水素、シアノ化ナトリウム、弗化水素、硫酸ジメチル、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロルベンゼン、ベンタクロルフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩 ※下線は、二次健康診断において医師判断で肝機能検査を実施する物質
5 赤血球系の血液検査の例示の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)	近年、臨床の現場で全血比重検査があまり使われていないため、赤血球系の血液検査の例示から、全血比重検査を削除しました。(6物質) 【対象物質】ニトログリコール、ベンゼン等、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロルベンゼン、弗化水素
6 有機溶剤の特殊健診項目の見直し(有機溶剤中毒予防規則関係)	有機溶剤について、医師が必要と認めた場合に「腎機能検査」を実施できることとなっていること、また、必須項目の中に他に労働者の有機溶剤ばく露状況等を確認できる項目があり、健康障害のスクリーニングが可能であることから、必須項目から「尿中の蛋白の有無の検査」を外しました。
7 四アルキル鉛の特殊健診項目の見直し(四アルキル鉛中毒予防規則関係)	最新の医学的知見や取扱量の減少等を踏まえ、鉛と同様、長期的なばく露による健康障害の予防とすることとし、鉛則の項目と整合させ、実施時期を「3月以内ごとに1回」から「6月以内ごとに1回」を見直しました。
8 作業条件の簡易な調査の追加(有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則関係)	労働者の化学物質へのばく露状況を確認するため、必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加しました。
9 尿路系に腫瘍のできる化学物質の健康管理手帳制度における健診項目の見直し(労働安全衛生規則関係)	「1. 尿路系に腫瘍のできる化学物質の特殊健診項目の見直し」の11物質のうち、健康管理手帳制度の対象であるベンジン等3物質について、健康管理手帳制度における健診項目もオルトトリシンの項目と整合させました。 【対象物質】ベンジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジアニジン及びその塩 (※)「健康管理手帳」について がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた労働者に、国が健康管理手帳を交付して、無償で健康診断を受けられるようする制度。

◇特殊健康診断についてのお問い合わせは「健診推進課」まで TEL:028-623-8383

2 パワハラ防止法の施行について

厚生労働省は、令和2年1月15日にパワーハラスマントに関する雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針等を告示し、同年6月1日付でパワーハラスマント対策の強化を企業等に義務付けた改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)を施行しました(中小企業は令和4年4月より適用)。

これに伴い、事業主には職場におけるパワーハラスマント対策が義務化され、さらに労働者に対する不利益取扱いも禁止されました(不利益取扱い禁止については、中小企業への猶予措置はありません)。

措置義務を履行しない事業主に対しては、労働局による是正指導が行われ、指導に従わない場合は企業名が公表されます。

【職場におけるパワハラの定義】*法第30条の2 *「指針」2(1)~(6)

①職場における優越的な関係を背景とした行動	①から③までの要素を全て満たすもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの	
③労働者の就業環境が害されるもの	

【パワハラの6類型】*「指針」2(7)

①身体的な攻撃	暴行・傷害	④過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
②精神的な攻撃	脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言	⑤過小な要求	業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
③人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視	⑥個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

【事業主の設置義務の主な内容】*「指針」4

(1)事業主の方針の明確化及びその周知・啓発	イパワハラを行ってはならない旨の方針明確化、周知・啓発、研修等の実施	ロ就業規則等の懲戒規定見直し、周知・啓発
(2)相談等に適切に対応する体制の整備	イ相談窓口(外部機関含む)・担当者の設置、周知	ロ相談担当者の対応力向上(マニュアル、研修)
(3)事後の迅速かつ適切な対応	イ担当者による事実関係の迅速かつ正確な確認	ロ被害者に対する配慮のための適正措置
(4) (1)~(3)に併せて講ずべき措置	イ相談者・行為者等のプライバシー保護措置	*性的指向・性自認、病歴・不妊治療歴等含む ロパワハラ相談等を理由として、解雇その他の不利益な取り扱いをされない旨定め、周知・啓発

事業団インフォメーション

社外相談窓口『ハラスメント相談ほっとライン』事業を開始しました

パワハラ防止法等が施行されたことに伴い、働く人のメンタルヘルス支援を行う当事業団は、令和2年6月からハラスメント相談を企業に代わって対応する相談窓口『ハラスメント相談ほっとライン』事業を開始しました。

『ハラスメント相談ほっとライン』では、委託企業の従業員や部下指導に悩む管理監督者の相談を中心に、社内担当者への問題解決支援、ハラスメント研修や実態調査など、職場のハラスメント対策に関する幅広いニーズに対応しています。

公的機関が認定する国内唯一の専門資格「ハラスメント防止コンサルタント(公益財団法人21世紀職業財団認定)」を取得した、高い専門性を有する複数のスタッフによって事業を展開しています。

相談は匿名でも可能で、電話やメール、対面だけでなく、LINE、Zoom等でも利用いただくことができます。

『ハラスメント相談ほっとライン』 6つの“安心”

社員・管理監督者	▶ 社外相談なので 気兼ねなく相談しやすい ・ハラスメントの専門家が対応しますので安心	▶ 秘密厳守!匿名でもOK! ・事業所への報告範囲は、相談者の意向に沿います	▶ 24時間受付(メール) 多彩で手軽な相談方法をご用意 ・電話、メール、対面、LINE、Zoomなど
ハラスメント担当者	▶ 高い専門性・安定性 ・「ハラスメント防止コンサルタント」(国内唯一の専門資格者)が複数で対応	▶ 幅広い支援力 ・1次対応(ヒアリング)・問題解決支援 ・研修(社員、担当者など)・実態調査など	▶ 早期解決でリスク回避 ・社外窓口と匿名性でハラスメントの見える化 ・月次報告と案件の随時報告

◇ハラスメント相談についてのお問い合わせは「メンタルヘルスサポートセンター」まで TEL:028-623-7061

胃X線検査のカテゴリー分類による判定の導入について

令和2年度から胃がん検診において、「胃X線検診のための読影判定区分(カテゴリー分類)」による判定を開始しました。

「胃X線検診のための読影判定区分(以下、カテゴリー分類)」は日本消化器がん検診学会胃がん検診精度管理委員会、日本消化器がん検診学会胃X線検査の読影基準に関する研究会が報告した区分であり、胃がんの発見効率の向上を目標とする胃X線読影の精度管理を目的としています。

カテゴリー分類は、1,2,3a,3b,4,5の6段階とし、それに応じて精検不要と要精検が自動的に決定できます。

また、カテゴリー3以上は精密検査の対象で病変の「存在の確からしさ」「悪性の疑い度」を基準に評価しています。これにより、がん疑いとそれ以外の精密検査を要する所見の鑑別にも寄与しています。

これまで各検診施設独自の読影基準や管理区分が用いられていましたが、統一したルールのもとで読影の精度管理を行うことが期待できます。

当事業団もこのカテゴリー分類を参考に判定を行い、読影精度の更なる向上に努めています。

カテゴリー	カテゴリーの説明	監理区分
1	胃炎・萎縮の無い胃	精検不要
2	慢性胃炎を含む良性病変	精検不要
3a	存在が確実でほぼ良性だが、精検が必要な所見	要精検
3b	存在または質的診断が困難な所見	要精検
4	存在が確実で悪性を疑う所見	要精検
5	ほぼ悪性と断定できる所見	要精検



「とちぎ健康経営事業所」に認定されました!

当事業団は、8月1日に「とちぎ健康経営事業所」に認定されました。

とちぎ健康経営事業所認定制度は、栃木県、全国健康保険協会栃木支部及び健康保険組合連合会栃木連合会が、県内に事業拠点を有し働く世代の健康づくりを進めるため、従業員の健康づくりに積極的に取り組み、一定の認定基準を満たす事業所を認定する制度として令和元年度に創設されました。

当事業団は、今後も従業員が健康づくりのプロとして心身ともにより健康で働きがいのある職場づくりを推進してまいります。



事業団インフォメーション

集団健診・人間ドック現場における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底するため健診関連の8団体から出された「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月1日作成 令和2年5月14日改訂)に準拠し、当事業団では以下のとおり感染予防対策を取り、集団健診・人間ドックを実施しています。

基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の拡大要因といわれる「**3つの密(密閉・密集・密接)**」の防止のため、当事業団では下記の対応を行っております。

3つの密(密閉・密集・密接)の防止のために

ドアや窓を開けての
こまめな換気

待合椅子等の
間隔の確保

会話等の接触時の
距離の確保

を徹底します



健診施設の受診環境の確保

- ①受診者、職員相互の安全確保のため、健診会場では**マスク(サージカルマスク、布マスク等)着用**を原則とします。
- ②健診受付後、速やかに**体温測定、問診**を行い、受診者の健康状態を確認します。
※出張健診においては、受診団体との取り決めにより一部対応が異なる場合があります。
- ③発熱や自覚症状があるなど、健診受診が困難と判断した場合は、後日、**体調が回復してからの受診**をお願いしております。
- ④会場での「密集」を避けるため、**会場内の受診者数や受付時間等を調整**し、健診に要する時間を可能な限り短縮します。(出張健診)
- ⑤飛沫感染予防と接触感染予防を徹底し、**受診者ごとおよび定期的な消毒**を行います。

人間ドックを受診される皆様へ

新型コロナウイルス感染防止対策について

当事業団では感染防止対策として、検査機器や検査物品等、受診者様が触れる部分(手やお顔等)については、ご使用ごとにアルコール等による消毒を実施しております。

各検査の検査時間が長くなりご迷惑をお掛けしますが、感染リスク低減のため、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

山梨県立大・新本郷健診を運営する
健診受託者・人間ドック

当事業団スタッフによる「飛沫感染予防」と「接触感染予防」

- ・着用の徹底 ⇒ マスク、手袋、フェイスガード、アイシールドなど
- ・こまめな消毒 ⇒ 机、椅子、手指、健診機器など
- ・開放 ⇒ ドア、窓など

事業団職員が感染源とならないための配慮

- ①職員は毎朝出勤前に**体温測定**し、発熱等の症状を認めるときには職場に連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と**体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止**します。
- ②すべての職員は**マスクを着用**するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による**手指消毒**を徹底して行います。

受診に際して受診者の皆様にお願いする事項

- ①会場の入口等にて非接触型体温計等で**体温測定**を実施しますので、ご協力をお願いします。
 - ②入口等にアルコール消毒液を設置しておりますので、入退館(室)時のほか、受診中も**適宜手指消毒**をお願いします。(人間ドック)
 - ③受診中は各自**マスクを着用**していただきますようお願いします。
- ※上記①②について、出張健診においては、受診団体の取り決めにより一部対応が異なる場合があります。



事業団インフォメーション

新しい検診車の紹介

【マンモグラフィ検診車(ほほえみ5号)】

X線撮影や空調など、検診に必要な全電力を供給できるニッケル水素蓄電池を搭載したマンモグラフィ検診車を整備しました。

X線撮影装置は、高スペックのフラットパネルが搭載されたキヤノンメディカルシステムズ社製の装置を採用し、操作性も向上しました。受診者様においては、撮影時の乳房圧迫時間が従来の装置に比べ3割ほど短くなり、痛みなどの負担軽減に繋がっています。



【婦人検診車(しあわせ3号)】

ニッケル水素蓄電池を搭載した、環境に優しく静かな婦人検診車を整備しました。

特徴としては、混雑時でも快適かつ安全に受診ができるよう、これまで以上に待合室や更衣室、診察室のスペースを広く確保しました。

また検査室には、可動式のカーテンを使って直接顔が見えないようにするなど、プライバシーの配慮に様々な工夫を施しています。

整備に際しては公益財団法人JKAからの補助を受けており、女性のための検診車両であることから、車体には女子競輪を意味する「ガールズケイリン」マークを採用しています。



人間ドックの昼食メニューをリニューアルしました!

令和2年6月から、とちぎ健康の森にてレストラン「かなめや とちぎ健康の森店」がオープンしました。

当事業団人間ドック受診者様の昼食につきましても、同店にてお召し上がりいただいております。

受診者の皆様に満足いただけるよう、メイン食材をお選びいただける2種類のリニューアルメニューを用意しており、ご好評の声をいただいております。

かなめや懐石和膳（メイン食材：お肉かお魚）



受診後のご褒美としてゆっくりお楽しみいただけます。

Do-Wellランチ（メイン食材：鶏モモ肉か豚バラ肉）



Do-Wellとは「健康が回復する」「だんだん良くなる」などの意味があります。

人間ドックの受診着を変更しました

令和2年6月から、人間ドック受診者の皆様に着用いただく夏用受診着を変更しました。

受診者様により快適に過ごしていただけるよう、従来のものよりも薄い生地を使用することで通気性に優れ、体の熱を逃しやすいゆったりとした形状になっています。

今後もより良い受診環境を提供できるよう一層の努力をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。



事業団インフォメーション

令和元年度胃X線検査精度管理調査で2年連続A評価を取得しました

公益社団法人全国労働衛生団体連合会と一般社団法人日本消化器がん検診学会による「令和元年度胃X線検査精度管理調査」において、当事業団は前年度に引き続きA評価を取得しました。

本制度は、胃X線検査を実施する施設の撮影技術、診断技術及び精度管理の実施状況を評価し、信頼性の高い優良な健診施設を育成することを目的として平成30年度から開始された制度です。

今後も高い精度の維持とさらなる撮影技術の向上のため日々努めてまいります。



令和元年度簡易専用水道検査外部精度管理調査でS評価を取得しました

令和元年11月8日に行われた「令和元年度簡易専用水道検査外部精度管理調査(主催:一般社団法人全国給水衛生検査協会、後援:厚生労働省)」において、当事業団は前年度に引き続き「S:優秀(100点)」の評価を取得しました。

簡易専用水道検査登録機関は当該調査を1年に1回受けることが義務付けられており、令和元年度は全国128機関が参加し実施されました。

結果は「S」が101機関(78.9%)、「A」が27機関(21.1%)、「B」が0機関(0.0%)となりました。

今後も高い精度の維持と信頼性の確保のために、日々研鑽に努めてまいります。



令和元年度 募金活動報告

令和元年度複十字シール募金・がん征圧募金額は右記の通りでした。ご協力ありがとうございました。

お寄せいただいた募金は、結核やがんに関する正しい知識の普及に役立てています。

■ 複十字シール募金(全国): 263,005,787円
(うち栃木県: 1,450,936円)

募金使途

- 教育広報費 34.0%
- 国際協力費 24.4%
- 結核予防事業助成費 14.1%
- 結核等の調査研究費 0.4%
- 諸経費 27.1%



■ がん征圧募金(栃木県): 2,108,483円

募金使途

- 普及啓発広報費 38.9%
(新聞・テレビ・ラジオ)
- 普及啓発資材購入費 29.9%
(パンフレット・ポスター等)
- 普及啓発イベント開運費 10.5%
(がん検診啓発セミナー等)
- 事務経費 20.7%



とちまるくん©栃木県

今年度も募金活動を実施します。ご協力をよろしくお願ひいたします。

令和2年度 普及啓発イベントの実施について

例年実施しております「複十字シール運動街頭キャンペーン」「がん征圧街頭キャンペーン」「がん検診啓発セミナー」について、国内の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、令和2年度の実施を見送ることとさせていただきます。

お知らせ 健康に関する情報を発信中!

当事業団では、各種メディアを利用して健康に関するメッセージや情報を随時発信しております。



広報媒体	
ラジオ(エフエム栃木)	・20秒告知: 結核・がん・生活習慣病等、各種健康に関する普及啓発(10月~3月) ・60秒告知: 乳がん月間(10月)
新聞(下野・読売)	・乳がん月間、がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン、全国労働衛生週間、健康長寿日本一とちぎ推進月間(10月)、栃木県糖尿病予防・重症化防止強化月間、子宮頸がん受診率向上について(11月)、特定健診・特定保健指導受診率向上について(12月)、女性の健康週間(3月)
テレビ(とちぎテレビ)	・乳がん月間、がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン、全国労働衛生週間、健康長寿日本一とちぎ推進月間(10月)、栃木県糖尿病予防・重症化防止強化月間、子宮頸がん受診率向上について(11月)、特定健診・特定保健指導受診率向上について(12月)、女性の健康週間(3月)

健やかな未来のために



公益財団法人 栃木県保健衛生事業団

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 (とちぎ健康の森3F)
TEL:028-623-8181(代表) / FAX:028-623-8586

食品環境検査所

〒329-1194 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13(栃木県保健環境センター内)
TEL:028-673-9900(代表) / FAX:028-673-9955

ホームページもご覧ください。

<https://tochigi-health.or.jp>

【個人情報の取扱いについて】

本誌を送付させて頂いている皆様のお名前、団体名、事務所名、住所等は、当事業団の個人情報保護方針に基づき、厳重な管理のもとに運営しております。個人情報の訂正及び削除をご希望される場合には、お手数ですが健康情報課(028-623-8181)までご連絡ください。